



国 総 海 第 2 号
平成21年4月8日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



船舶等からの廃棄物の排出規制に係る特別海域の追加について（通知）

船舶等からの廃棄物の排出については、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書附属書Vの規定に基づき、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「海防法施行令」という。）及び関係省令において規制しています。

今般、同附属書の特別海域として定義されていた地中海海域が、本年5月1日より特別海域としての効力を有することとなり、同海域における船舶等からの廃棄物の排出基準が強化されるため、別添のとおり海防法施行令を改正しました。

本改正により、同海域においては、食物くずについては領海基線から12海里より内側の海域における排出（12海里以遠の海域においては排出可）、食物くず以外の廃棄物については一切の排出が禁止となります。

については、運用に当たり、遺漏なきようお願いいたします。

（本件に関する連絡先）

国土交通省総合政策局海洋政策課

田中、澤田

TEL：03-5253-8267（直通）



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の 一部を改正する政令案について

平成 21 年 4 月
国土交通省総合政策局

1. 背景

船舶等からの廃棄物の排出規制を定めている 1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書（以下「マルポール条約」という。）附属書 V（廃物による汚染の防止のための規則）では、海洋環境保全の見地から特別な規制を行う必要がある海域を特別海域として位置付け、当該海域に十分な陸上の受入施設が整備されたことが認められた場合は、当該海域に対して特別海域としての厳しい規制を適用^{*}しているところである。

今般、平成 20 年 4 月の国際海事機関（IMO）第 57 回海洋環境保護委員会において、同条約附属書 V で特別海域とされている「地中海海域」に十分な受入施設が整備されたことが認められ、本年 5 月 1 日から新たに特別海域に係る規制を適用することとなった。そのため、マルポール条約の締約国である我が国においてもこれらの内容を担保する必要があることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）を改正することとする。

※廃棄物の排出について特別海域において適用される厳しい規制の内容

- ・食物くずについては領海基線から 12 海里以遠で排出
- ・それ以外の廃棄物は原則排出禁止

2. 改正の概要

地中海海域について、マルポール条約附属書 V の特別海域に係る規制を適用させるため、別表第 2 の 2 及び別表第 3 を改正し、

①食物くずについては領海基線から 12 海里以遠で排出すること、

②それ以外の廃棄物は原則排出禁止、

とする。

3. スケジュール（予定）

事務次官等会議：平成 21 年 4 月 2 日（木）

閣 議：平成 21 年 4 月 3 日（金）

公 布：平成 21 年 4 月 8 日（水）

施 行 期 日：平成 21 年 5 月 1 日（金）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二の二（第四条、第九条の三、第十一条の十関係）

別表第二の二（第四条、第九条の三、第十一条の十関係）

廃棄物の区分	一 食物くず	(略)	(略)
	乙海域並びにバルティツク海域、北海海域、ガルフ海域及び地中海海域のうちすべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	排出方法は、限定しない	排出方法に関する基準
二・三 (略)	(略)	(略)	(略)

廃棄物の区分	一 食物くず	(略)	(略)
	乙海域並びにバルティツク海域、北海海域及びガルフ海域のうちすべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	排出方法は、限定しない	排出方法に関する基準
二・三 (略)	(略)	(略)	(略)

備考

備考

一 この表において「甲海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティツク海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

二 この表において「乙海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティツク海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

一 この表において「甲海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティツク海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

二 この表において「乙海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティツク海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

三〇六 (略)

三〇六 (略)

七 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

八 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

別表第三（第四条の二関係）

表（略）

備考

一 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、南極海域、ガルフ海域及び地中海海域

ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域

ハ 別表第二の二備考第八号に規定する海洋施設等周辺海域

二 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、南極海域、ガルフ海域及び地中海海域

ロ（略）

ハ 別表第二の二備考第八号に規定する海洋施設等周辺海域

ニ（略）

三・四（略）

七 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

別表第三（第四条の二関係）

表（略）

備考

一 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第一号及び第二号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、南極海域及びガルフ海域

ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域

ハ 別表第二の二備考第六号に規定する海洋施設等周辺海域

二 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、南極海域及びガルフ海域

ロ（略）

ハ 別表第二の二備考第六号に規定する海洋施設等周辺海域

ニ（略）

三・四（略）

地中海海域：海防法施行令別表第1の5

北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブラルタル海峡における西経五度三十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）の海域

The Mediterranean Basin

